

— あんしん保証パックプラス会員規約 —

第1条 (あんしん保証パックプラス会員規約の適用)

- ソフトバンク株式会社 (以下「当社」といいます。) の定める「3G 通信サービス契約約款」、「4G 通信サービス契約約款」及び「5G 通信サービス契約約款」(以下「サービス約款」といいます。) に基づき当社との間で通信サービスの提供を受けるための契約又はソフトバンクモバイルオフィス契約 (以下総称して「サービス契約」といいます。) を締結し、且つ当社に対しあんしん保証パックプラス会員規約 (以下「本規約」といいます。) に基づきあんしん保証パックプラス (以下「本会」といいます。) の入会を申込みされた方で、当社が入会を認めた方を本会員とします。
- 当社は本規約に基づき、本会員に対し本規約に定める各会員特典 (以下「特典」といい、総称して「本サービス」といいます。) を提供します。
- 前項の定めに関わらず、別紙に定める各特典のうち以下の各号に定める特典を各社が共同で提供します (以下「共同サービス」といいます。)
なお、提供主体と提供内容に関する詳細は、別紙において定めます。
 - 故障保証サービス、内蔵型バッテリー交換修理割引サービス、破損保証サービス、及び水濡れ・全損保証サービス (そのうち水濡れ・全損修理のみ)、における配送修理及び即日修理、並びにオンライン修理利用時の追加割引における配送修理については、当社、SquareTrade Japan 合同会社 (以下「S T J」といいます。) 及び iCracked Japan 株式会社 (以下「i C J」といい、当社、S T J 及び i C J を総称して以下「三社」といいます。)
 - 配送交換については、当社及び S T J (総称して以下「両社」といいます。)
- 本規約に定める規定は全てサービス約款に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては、サービス約款に記載されている内容によるものとします。
- 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、サービス約款の用語の定義によるものとします。

第2条 (用語の定義)

用語の定義	用語の意味
契約者回線	サービス契約の申込者又は契約の締結者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線
契約者識別番号	サービス契約ごとに当社が管理する識別する番号
対象製品	当社が指定するグーグル合同会社及びシャープ株式会社のスマートフォン製品
提供対象無線装置	当社が本会への入会を認めた時点において当社に登録された対象製品
修理規定	当社が別途定める修理に関する規定
別紙	本規約の別紙「特典内容と適用条件」
特典	本規約に基づいて、当社が提供する特別の便益 (詳細は別紙に定めます)
サービス取扱所	ソフトバンク製品取扱店舗
iCracked 店舗	i C J が運営する iCracked 店舗
即日修理	本会員等が提供対象無線装置を iCracked 店舗に持ち込んだ場合に、第 1 条第 3 項第 1 号に定める各特典について iCracked 店舗で行われる修理
配送修理	当社又は三社が行う修理のうち、故障した提供対象無線装置の本会員からの受け取りと修理完了後の提供対象無線装置の本会員へのお届けを、当社指定の配送業者が行うもの

第3条 (本サービスの対象単位)

- 本サービスは、提供対象無線装置に対して提供します。
- 当社が認める手続きを行った場合のみ、提供対象無線装置が変更される場合があります。

第4条 (本会入会条件)

本会への入会条件は、サービス契約を締結している方 (以下「サービス契約者」といいます。) で且つ提供対象無線装置により当該契約者回線に

接続して使用する方であることとします。

第5条（特典の利用）

- 1 本会員は、提供対象無線装置を当社が指定するサービス取扱所又は iCracked 店舗に提示のうえ（盗難・紛失等の事由により提供対象無線装置の提示が困難な場合を除きます。）、所定の書類等に署名及び捺印すること、又はオンライン並びに電話にて申し込むことにより、本サービスを利用することができます。ただし、ケータイなんでもサポートについては別途定める利用規約に従うものとします。
- 2 当社が指定するサービス取扱所又は iCracked 店舗を介さない修理（総務大臣に登録済業者での修理も含まれます。）によって対象無線装置の製造番号の変更が行われた場合、本会員は本サービスを利用することができません。
- 3 以下の会員特典は、修理完了品（メモリーデータ復旧サポートの場合は回復用端末）引渡時に本会へ加入中であることを条件とし、加入中ではない場合は各特典を利用できないものとします。ただし、修理完了品をご指定の場所へお届けする修理品お届けサービスを利用の場合は修理完了時点で、配送修理を利用の場合は修理受付時点及び修理完了時点で、本会へ加入中であることを条件とします。
 - ・故障保証サービス、破損保証サービス、水濡れ・全損保証サービス、内蔵型バッテリー交換修理割引サービス、メモリーデータ復旧サポート、オンライン修理利用時の追加割引

第6条（特典の提供対象）

当社又は両社、もしくは三社が特典を提供する対象は、提供対象無線装置に限るものとします。

第7条（本会への入会の申込み）

- 1 本会への入会の申込みを行うときは、当社所定の手続きにより申し込むものとします。
- 2 本会への入会の申込みは、サービス契約者が、提供対象無線装置の購入と同時に申し込むものとします。ただし、「ソフトバンクアフターサービス」、「スーパー安心パック」、「あんしん保証パック」、「あんしん保証パックN」に既に加入されているサービス契約者が本会への入会の申し込みを行うときは、この限りではありません。

第8条（本会への入会の申込みの承諾と本会員の資格の取得）

- 1 当社は、本会への入会の申込みがあったときは、本規約により本サービスの提供ができない場合又はその申込みを承諾する事が技術的に困難な場合を除き、本会への入会を承諾し、本会への入会の申込みをした方(以下「申込者」といいます。)は本会員の資格を取得します。
- 2 当社は、申込者がサービス契約に関する債務の支払いを過去に怠り、又は現に怠るおそれがあるときは、前項の規定にかかわらずその申込みを承諾しないことがあります。

第9条（退会手続）

本会員が本会の退会を希望する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとし、手続きが完了した時点で本会を退会し本会員の資格を喪失するものとします。

第10条（当社が行う退会手続）

- 1 当社は、本会員が、本会の月額使用料その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず、本会員を退会させることができるものとします。
- 2 本会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合は、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず本会員を退会させることができるものとします。
 - (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約又はサービス契約のいずれかの規定に違反した場合
 - (3) 月額使用料等当社に対する債務の履行を怠った場合
 - (4) 特典の利用状況等が適当でないと判断された場合
 - (5) 住所変更の届けを怠る等、本会員の責めに帰すべき事由により本会員の居所が不明となり、又は当社が本会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
- 3 本会員は、前各項に該当する場合には、その退会の日をもって本会員の資格を喪失するものとします。

第11条（サービス契約の解約）

- 1 提供対象無線装置を接続している契約者回線に係るサービス契約を解約したとき、電話番号・メールアドレスお預かりサービスに申し込んだとき、又は機種変更したときは、本会員の資格を喪失し、本会を退会するものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、以下の各号の条件をすべて満たす場合は、本会員はサービス契約を2022年12月14日以降に解約した後も本会員の資格を保有し、本サービスが継続されるものとします。
 - (1) 本会員が法人でないこと
 - (2) 本会員が提供対象無線装置の機種契約番号を取得していること
 - (3) 提供対象無線装置が4Gスマートフォン又は5Gスマートフォンであること

第12条（本サービス適用期間）

本サービスの適用期間は、本会への入会の申込みを受け当社がそれを承諾した日から退会の日までとします。

第13条（利用権の譲渡）

- 1 提供対象無線装置を接続している契約者回線に係るサービス契約について、利用権の譲渡が行われたときは、当該提供対象無線装置についても同様に譲渡が行われたものとみなし、本会員の資格は譲受人に承継されるものとします。この場合、譲渡人の特典の適用実績もまた、譲受人にそのまま承継されるものとします。ただし、譲受人から本会員の資格の承継を希望しない旨の申し出があった場合は、利用権の譲渡承認の日をもって本会員の資格は消滅するものとします。
- 2 本会員がサービス契約を第11条第2項により既に解約している場合、本会員の資格は譲渡又は承継できないものとします。

第14条（契約者識別番号の変更に伴う特典の適用）

本会員が、提供対象無線装置を接続している契約者回線の契約者識別番号の変更を行った場合は、当該契約者識別番号の変更を行う以前の特典の適用実績は、そのまま継承されるものとします。

第15条（月額使用料）

本会の月額使用料は、提供対象無線装置ごとに月額715円とします。

第16条（月額使用料の支払い）

当社は、本会の月額使用料をサービス契約に基づく料金等に合算して請求します。ただし、第11条第2項に該当する本会員の場合、当社は本会員の指定した支払先に請求します。

- (1) 本会員は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。
- (2) 当社は、本会員が支払った月額使用料は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第17条（月額使用料の日割り）

月額使用料は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本会への入会・退会による本会員資格の喪失等があった場合は、次により計算を行います。なお、計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

本会員の資格の喪失	本会員の資格の喪失の日までの当該請求月の日数に従って日割計算を行います。
本会への入会	本会への入会の日から起算し、当該請求月の日数に従って日割り計算を行います。

第18条（月額使用料の無料期間の適用）

当社は、当社の定める条件を満たす本会員に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

第19条（延滞利息）

本会員は、月額使用料その他の債務（延滞利息を除きます。）について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第20条（特典の提供義務の免責）

- 1 当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。なお、共同サービスにおいては、本条の当社には三社及び両社を含むものとします。
 - (1) 本会員の故意又は重過失によって生じた故障、盗難、紛失、水濡れ・全損等（以下総称して「故障等」といいます。）の場合
 - (2) 本会員が住所変更の届けを怠る等、本会員の責めに帰すべき事由により特典の提供が困難な場合
 - (3) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
 - (4) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
 - (5) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
 - (6) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
 - (7) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
 - (8) 本会員が月額使用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合
 - (9) 前各号に定めるいずれかの事由の発生又は設備等のメンテナンスが必要な場合により、当社において特典の提供が困難な場合
 - (10) その他前各号に準じる事情があると当社が合理的に判断するとき
- 2 当社が修理に必要な部品を確保することが困難になった場合は、当社は事前に本会員に周知することなく各特典の提供を一時的に停止する場合があります。

第21条（特典の利用制限）

本会員は、本会への入会と同時に特典を利用できないものとします。

第22条（規約の変更、承認）

当社は、本規約、特典の内容を変更することができるものとします。この場合、変更等が軽微なときを除き、当社はあらかじめ、メールによる契約者への通知、当社ホームページへの掲示、その他当社が適当と認める方法により告知を行うものとします。

第23条（個人情報の取り扱い）

- 1 共同サービス以外においては、当社は、本会員の個人情報を当社プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
- 2 共同サービスにおいては、本会員の個人情報を以下の内容で共同利用します。
 - (1) 共同利用する者の範囲
当社
SquareTrade Japan 合同会社
SquareTrade Inc.（米国カリフォルニア州）
iCracked Japan 株式会社
 - (2) 共同利用の目的
共同サービスの提供
本会員からのお問い合わせへの対応
課金計算及び料金請求
本サービスの品質改善のための分析
共同利用者に関わるサービスの提供可否判断及び提供
 - (3) 共同利用される個人情報
サービス ID、契約者 ID、IMEI（製造番号）、EID（eSIM 識別番号）、氏名、住所、電話番号、機種契約番号
 - (4) 共同利用される個人情報の管理責任者
当社の最高データ責任者
- 3 共同サービスにおいては、SquareTrade Inc.は、前項に記載した共同利用する個人情報を、いずれもサービス提供やお問い合わせの対応上必要な期間において、日本国外で保管します。
 - (1) 国外の共同利用事業者
事業者名：SquareTrade Inc.（米国カリフォルニア州）

所在国の個人情報保護制度：

個人情報保護委員会の調査結果 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf)をご参照ください。

事業者の措置：

当該共同利用事業者の安全管理措置等を確認し、当社が定める契約を締結することにより、共同利用事業者は、個人データの取り扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じています。

(2) その他の保管国

下記保管に当たっては、共同利用事業者を通じ、個人データの取り扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じています。

保管国： 英国

所在国の個人情報保護制度：

当該国は、個人情報保護委員会が「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」として定めております。

保管国： イスラエル

所在国の個人情報保護制度：

個人情報保護委員会の調査結果 (<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>)をご参照ください。

4 当社及び本条第2項第1号で定める当社と共同利用するものは、本条第2項第2号で定める利用目的のため、IMEI（製造番号）を、以下に定める条件に従って第三者に提供します。

(1) 対象製品が Google 合同会社の製品の場合

第三者提供先： Google LLC（米国カリフォルニア州）

所在国の個人情報保護制度：

個人情報保護委員会の調査結果 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf)をご参照ください。

第三者提供先の措置：

当該提供先は個人データの取り扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じています。

(2) 対象製品がシャープ株式会社の製品の場合

第三者提供先： シャープ株式会社

第24条（合意管轄）

本会に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（即日修理の概要）

本会員が iCracked 店舗に持ち込んだ提供対象無線装置について、申込みをした本会員に対し、三社は第1条第3項第1号で定める修理及び各特典を iCracked 店舗にて提供します。

第26条（即日修理の利用時の注意）

1 三社が提供対象無線装置の状態を確認する前段階として、以下各号に定めるとおり、本会員は提供対象無線装置の設定等を行うものとします。

(1) バックアップ

・本会員の必要とするデータ（アプリの登録情報等を含みます）のバックアップは、事前に本会員自身にてバックアップ等のデータ保護の対応を行うものとします。なお、即日修理に当たり、提供対象無線装置のデータ変化・消失等に関して三社は一切の責任を負わないものとします。

(2) 付属品の取り外し

・本会員が提供対象無線装置付属のカバー、ストラップ、画面保護シート（これらに限らず、提供対象無線装置に付属するアクセサリ等一切をいい、総称して「アクセサリ等」といいます。）について、本会員は、可能な限り取り外した上で、即日修理を利用するものとします。

・iCracked 店舗により、即日修理の提供においてアクセサリ等を取り外すことがあります。

2 iCracked 店舗は、修理の可否・修理料金を、本会員へ通知します。なお、iCracked 店舗が提示した修理料金・修理時間は概算であり、修理

料金増額・修理時間の延長等を行う場合があります。また、閉店前 1 時間以内での提供対象無線装置の持ち込みや、一部複雑な作業を要する修理、修理に必要な部品の在庫が一時的に不足している場合については、修理完了が翌日以降となる場合があります。

- 3 iCracked 店舗の修理に際して、本会員の提供対象無線装置内の不具合部品の交換を要する場合、本会員は不具合部品に関して、その所有権を放棄するものとします。なお、提供対象無線装置から取り外された不具合部品に関しては、三社においてリユース（故障事由の分析や再生、利用又は廃棄等を含み、これに限りません。）できるものとします。
- 4 本条第 1 項から第 3 項、及び第 2 7 条について本会員が同意した場合、その旨を表示するため、iCracked 店舗指定の書面に本会員の氏名を署名するものとし、本会員が署名をした時点で、提供対象無線装置の即日修理の申込みがされたものとします。
- 5 対象製品がシャープ株式会社製の防水性能端末の場合、即日修理以外の修理においては防水性能試験を実施しますが、即日修理においては防水性能試験を実施しません。提供対象無線装置がシャープ株式会社の防水対応製品の場合で、防水性能試験を希望されるときは、即日修理以外の修理方法をご利用ください。なお、即日修理後も当社修理規定上の無償修理保証が引き続き適用され、iCracked 店舗での修理品質については三社にて確認しておりますが、防水性能を保証するものではありません。

第 2 7 条（即日修理対象外）

- 1 本会員の提示した提供対象無線装置が次の各号のいずれかに該当する場合は即日修理の申込みはできないものとし、申込みの受付後に該当が判明した場合は三社はこれを撤回することができるものとします。
 - (1) 法令に反する修理が必要とされる場合、又は、その可能性があるとして三社のいずれかが判断した場合
 - (2) 提供対象無線装置が不正契約、不正入手されたものである場合（詐取、窃取された端末を含みます。）、又は三社のいずれかがその可能性があると判断した場合
 - (3) 提供対象無線装置が不正改造をしている場合（root 権の取得、OS を不正に非サポートのものへ入替えることを含みます。）
 - (4) 提供対象無線装置が日本国内で使用できない場合（他国の通信事業者のロックがかかっている端末、特殊な充電器を要する端末等を含みます。）
 - (5) 提供対象無線装置のフレームや筐体の損傷が三社の定める修理基準の範囲を著しく超えている場合
 - (6) 提供対象無線装置に保証書が添付されている場合で保証書の限定保証が適用される場合、又は修理規定の無料修理保証が適用される場合
 - (7) 提供対象無線装置がシャープ株式会社製の対象製品の一部製品（一覧は[こちら](#)）の場合、ディスプレイ交換修理及びバッテリー交換修理以外の修理
 - (8) その他、三社のいずれかの定める修理基準に満たない場合
- 2 即日修理の実施において、三社のいずれかが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、その提供を拒むことがあります。その場合、三社はその理由の提示や説明をする義務を負わないものとします。
 - (1) 本会員が三社に提出又は提供した情報、資料等について、虚偽の記載、誤記、不備がある場合
 - (2) 本会員による本規約等に違反する行為が行われ、又はその他不正な目的で即日修理を利用するおそれがあると判断される場合
 - (3) 本会員が暴力団員、暴力団、その他の反社会的勢力（これに準ずる者を含みます。）と関連を有したことがあり、又は関連を有している場合
 - (4) その他三社が不相当と判断した場合

— 特典の内容及び適用条件 —

故障保証サービス（内容：故障等の場合の修理代金の割引等）

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所、又は iCracked 店舗にお持ち込みになるか、もしくはオンラインにて配送修理をお申し込みの上当社又は三社指定の方法にて送付いただきます。
- (2) 提供対象無線装置は修理規定の無料修理保証の条件及び範囲において無償修理となります
- (3) 無償修理以外の修理は当社又は三社が修理代金を割引いたします。ただし、水濡れが原因で発生した提供対象無線装置の故障等については、故障保証サービスの対象外となり、別途水濡れ・全損保証サービスが適用されます。
- (4) 本会員の故意もしくは重過失による故障等の場合又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社又は三社のいずれかが認めた場合には故障保証サービスは適用されません。
- (5) 故障保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所、iCracked 店舗、又はオンラインにて申し込む配送修理においてのみご利用いただけます。
- (6) 故障保証サービスの対象は提供対象無線装置の基板及び筐体(アンテナを除く)のみです。
- (7) 提供対象無線装置の故障等が、破損保証サービスの対象であると当社又は三社のいずれかが判断する場合には、当該提供対象無線装置について故障保証サービスは適用されず、破損保証サービスのみの適用となります。
- (8) 故障保証サービスによる修理代金の割引の利用期限は当社ホームページにて定める対象製品の修理受付終了日までとします。
- (9) 提供対象無線装置の有料修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。また、第 1 1 条第 2 項に該当する本会員の場合には、当社が指定・販売する製品を当社が別途定める価格にて購入いただけます。ただし、在庫状況により、同一機種を選択できない場合、又は、ご契約中の料金プラン及びオプションサービスの変更を伴う場合があります。

盗難・紛失保証サービス（内容：トラブル時（盗難・紛失等）のお買い換え移動無線装置の購入価格の一部割引）

- (1) 当社が指定する移動無線装置に当社が別途定める価格で機種変更することができます。また、第 1 1 条第 2 項に該当する本会員の場合には、当社が指定・販売する製品を当社が別途定める価格にて購入することができます。ただし、在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。
- (2) 新移動無線装置はその代金のお支払いと引換えにお渡しします。
- (3) 「水濡れ・全損保証サービス」又は「盗難・紛失保証サービス」又はソフトバンクアフターサービス及びスーパー安心パックの「盗難・全損保証サービス」、あんしん保証パック with AppleCareServices の「盗難紛失での配送交換」を適用した日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの期間は、「盗難・紛失保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (4) 盗難・紛失保証サービスをご利用になる場合は、日本の警察署への届出を証明する書類、若しくは当該事由を証明するその他の書類（以下総称して「証明書類」といいます。）を提出していただきます。証明書類をご提出いただけない場合、盗難・全損保証サービスの適用を受けることはできません。
- (5) 「盗難・紛失保証サービス」の上記（1）に基づき指定価格での機種変更又は購入を行った場合、旧移動無線装置（サービス取扱所にて回収した物も含みます）を用いた当社の通信サービスの利用を制限させていただきます。
- (6) 「盗難・紛失保証サービス」の上記（1）に基づき指定価格での機種変更又は購入を行った場合、ご契約中の料金プラン及びオプションサービスの変更を伴うことがあります。
- (7) 「盗難・紛失保証サービス」の上記（1）に基づき指定価格での機種変更又は購入を行った場合、新たな製品においても本会に入会いただけます。本会の入会受付が終了している場合は、本会に代わる指定のサービスへ入会いただけます。

電池パック無料提供サービス

- (1) 当社は、本会員が以下の条件のいずれにも該当し、且つ当社所定の手続きによりお申込みをいただいた場合には、当該提供対象無線装置の電池パックを 1 機種あたり本会の加入期間中に 1 個無料提供いたします。ただし、無料で提供する電池パックは、当社が指定する機種に限るものとし、お申込みいただいた電池パックをご提供できない場合がございます。

①同一機種の提供対象無線装置を 1 年以上ご利用の場合

②本会に 1 年以上継続加入の場合（ただし、「ソフトバンクアフターサービス（注）」、「スーパー安心パック」、「あんしん保証パック」、

「あんしん保証パックN」の退会と同時に本会に入会した場合は、継続加入期間が引継がれます)

(注)「ソフトバンクアフターサービス」については、2009年2月1日から2010年2月8日までの間に退会と同時に本会に入会された場合のみ継続加入期間が引き継がれます。

- (2) 提供対象無線装置のうち電池パックが付属品として提供されない機種（一部のデータ通信端末又はデジタルフォトフレーム等）をご契約の会員は、電池パック無料サービスの適用対象外とさせていただきます。なお、提供対象無線装置が内蔵電池にて動作する機種の場合は、電池交換割引サービスを利用できます。
- (3) 電池パック無料提供サービスの申込期間は、上記条件のいずれにも該当することとなった日から1年間といたします。当該申込期間を経過してからのお申込の場合は、電池パックをお渡しできない場合がございます。
- (4) 電池パックはお申し込み受付後、本会員が当社に申告している請求書送付先住所、契約者住所、任意の配送先の何れかに送付いたします。
- (5) 提供対象無線装置の種類によっては電池パックの在庫状況により、お届けが遅れる場合がございます。
- (6) 販売開始日から起算して3年を経過する提供対象無線装置は、電池パックの当社在庫がなくなり次第、当該サービスの対象外とさせていただきます。

内蔵型バッテリー交換修理 割引サービス

- (1) 当社又は三社は、本会員が以下の①から③の条件のいずれにも該当する場合、修理を受け付ける場所・手段によって、以下の(a)から(c)のとおり、修理代金を定めるものとします。なお、内蔵型バッテリー交換修理割引サービスは本会の加入期間中に1回のみ提供します。

(条件)

- ①同一機種の提供対象無線装置を1年以上ご利用の場合
- ②本会に1年以上継続加入の場合（ただし、「スーパー安心パック」、「あんしん保証パック」、「あんしん保証パックN」の退会と同時に本会に入会した場合は、継続加入期間が引継がれます）
- ③提供対象無線装置の電池パックが付属品として提供されない機種で、かつ内蔵電池にて動作する機種の場合

(割引)

- (a) 配送修理（三社）及びiCracked店舗での即日修理（三社）：提供対象無線装置の電池交換・修理価格を一律無償とします。
 - (b) 上記(a)以外の修理（当社）：提供対象無線装置の電池交換・修理価格から3,300円割引とします。
- (2) 内蔵型バッテリー交換修理割引サービスによる代金の割引の利用期限は当社ホームページにて定める対象製品の修理受付終了日までとします。

破損保証サービス（内容：外装破損の場合の外装交換（リニューアル）代金の一部割引）

- (1) 当社又は三社は、提供対象無線装置の筐体（外装）が破損した場合、修理を受け付ける場所・手段によって、以下の代金で破損修理を提供します。
 - ①配送修理（三社）及びiCracked店舗での即日修理（三社）：提供対象無線装置の破損修理代金を一律1,650円とします。
 - ②上記①以外の修理（当社）：当社が定める提供対象無線装置の破損修理代金から90%割引とします。
- (2) 本会員の故意による破損等の場合又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社又は三社のいずれかが認められた場合には、破損保証サービスは適用されません。
- (3) 破損保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所、iCracked店舗、又はオンラインにて申し込む配送修理においてのみご利用いただけます。
- (4) 破損保証サービスの対象は提供対象無線装置の筐体(アンテナを除く)のみです。
- (5) 破損保証サービスによる修理代金の割引の利用期限は当社ホームページにて定める対象製品の修理受付終了日までとします。
- (6) 提供対象無線装置の有料修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。また、第11条第2項に該当する本会員の場合には、当社が指定・販売する製品を当社が別途定める価格にて購入いただけます。ただし、在庫状況により同一機種を選択できない場合、又は、ご契約中の料金プラン及びオプションサービスの変更を伴う場合があります。

水濡れ・全損保証サービス（内容：水濡れ・全損修理代金もしくは、お買い替え代金の一部割引）

- (1) 当社又は三社は、本会員が以下の①又は②の条件のいずれかに該当する場合、修理を受け付ける場所・手段によって、以下の（a）から（c）のとおり、水濡れ・全損修理による基板修理代金の割引、又は当社が指定・販売する製品の当社が別途定める価格での提供いずれかを本会員に提供します。

（条件）

- ①提供対象無線装置の故障が水濡れによると当社又は三社のいずれかが判断する場合
②提供対象無線装置の筐体が全損であると当社又は三社のいずれかが判断する場合

（基板修理代金の割引）

- （a）配送修理（三社）：一律無償とします（ただし、基板修理が可能な場合に限りです）。
（b）iCracked 店舗での即日修理（三社）：一律無償とします。
（c）上記（a）及び（b）以外の修理（当社）：一律 5,500 円とします。

※水濡れ又は全損の判断には、日数を要する場合があります。※修理用部品の在庫状況等により、機種によっては水濡れ・全損修理を中断もしくは終了させていただく場合があります。※購入の場合、在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。

- (2) 「水濡れ・全損保証サービス」又は「盗難・紛失保証サービス」又は「ソフトバンクアフターサービス」及び「スーパー安心パック」の「盗難・全損保証サービス」を適用した日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの期間は、「水濡れ・全損保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (3) 当社が指定する移動無線装置の当社指定の価格で購入する場合、本会員は水濡れ・全損した提供対象無線装置を受付時にサービス取扱所に持参して故障等の確認を受けるものとします。また、当社が提供対象無線装置の引き渡しを求めた場合は本会員はこれに応じるものとします。
- (4) 本会員の故意、重過失による故障等の場合、又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社又は三社のいずれかが認めた場合には、本特典は適用されません。
- (5) 本特典適用の前提となる「水濡れ・全損」の判定は当社又は三社のいずれかが行うものとします。なお、水濡れ・全損保証修理の対象外と当社又は三社のいずれかが判断した場合は、お預かりした移動無線装置を未修理状態のまま返却する場合があります。
- (6) 水濡れ・全損保証修理の対象部分には、外装を含まないものとします。したがって、水濡れ・全損保証修理の際に外装（それに付随する回路等も含む）の修理が必要な場合は、その費用は別途有料となります（ただし、破損保証サービスが同時に適用されます）。
- (7) 水濡れ・全損保証サービス価格での修理は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (8) 「水濡れ・全損保証サービス」に基づき移動無線装置の当社指定価格での購入を行った場合、旧移動無線装置（サービス取扱所にて回収したのも含みます）を用いた当社の通信サービスの利用を制限させていただきます。
- (9) 当社が指定する移動無線装置の当社指定価格での購入を選択する場合、ご契約中の料金プラン及びオプションサービスの変更を伴う場合があります。
- (10) 「水濡れ・全損保証サービス」の上記（1）に基づき当社指定価格での機種変更又は購入を行った場合、新たな製品においても本会に入会いただけます。本会の入会受付が終了している場合は、本会に代わる指定サービスへ入会いただけます。

オンライン修理利用時の追加割引

オンラインで配送修理をご利用の場合、「あんしん保証パックプラス」各特典適用後の修理価格から、さらに 20% 割引いたします。

メモリーデータ復旧サポート

提供対象無線装置がメモリーデータ復旧サポートのサポート対象の製品(サポート対象の製品は随時変更されます。)の場合は、無償でご利用いただけます。

ケータイなんでもサポート

ケータイなんでもサポートがご利用いただけます。ケータイなんでもサポートの提供条件及びサービス内容は、「ケータイなんでもサポート」規約及び当社ウェブサイト等にてご確認ください。

配送交換

- (1) 配送交換特典（以下「本特典」といいます。）は、破損、故障した提供対象無線装置（以下「故障機」といいます。）を両社が指定する移動無線装置（以下「交換機」といいます。）に交換するものです。
- (2) 本特典のご利用は当社の本会員ご本人に限ります。
- (3) 故障機は、サービス契約者がソフトバンク正規取扱店で最後に購入された携帯電話機に限ります。
- (4) 本特典の対象は、対象製品の本体のみとなります。アクセサリ類は本特典の対象となりません。
- (5) 原則、同一機種（シリーズ・カラー）の交換機としますが、在庫不足などにより同一機種への交換が困難な場合は、別途両社が指定する機種とさせていただきます。
- (6) 交換機は、未使用又は短期間使用された携帯電話機、ならび故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化した電話機です。
- (7) 交換機は、外装に小傷が付いている場合があります。
- (8) 当社に登録されている提供対象無線装置の販売履歴に照らして、最新の提供対象無線装置を本特典の提供対象とします。
- (9) 携帯電話の利用料金などの支払い債務に滞納がある場合、本特典をご利用いただけません。
- (10) 当社は、本特典の利用料金として次項に定められた料金を交換機発送日の属する請求月のサービス契約に基づく料金等に合算して請求します。ただし、第11条第2項に該当する本会員の場合、当社は本会員の指定した支払先に請求します。
- (11) 本特典の利用料金は、次の通りとします。

2016年4月以降発売の対象製品	8,250円
------------------	--------

- (12) 本特典をご利用後、機種変更又は当社指定価格での購入の有無にかかわらず、6か月間は本特典をご利用いただけません。
- (13) 本会員が交換機の受取りをされない場合は、申込をキャンセルとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- (14) 本会員が交換機を受領した時点で故障機の所有権が両社に移転するものとし、本会員は、故障機を交換機を受領から14日以内に両社へ返却するものとし、
- (15) 交換機は、返品できません（受領後のキャンセル不可）。ただし、交換機に初期不良がある場合には、受領後14日以内にお問合せ窓口にお申し出ください。お申し出いただいた後、両社にて在庫状況を確認の上、新たな移動無線装置（以下「代替交換機」といいます。）を送付します。代替交換機を受領した時点で初期不良があった交換機（以下「初期不良機」といいます。）の所有権は両社に移転するものとし、本会員は初期不良機を代替交換機を受領から14日以内に両社へ返送するものとし、
- (16) 本会員が故障機又は初期不良機を第14項又は前項に定める期日までに返送しない場合は、第14項又は前項は適用されず交換機又は代替交換機の所有権は両社帰属のままとし、本会員は故意・過失の別なく、違約金として未返却1台につき40,000円（不課税）を当社に支払うものとし、
- (17) 故障機及び初期不良機に保存されているデータはバックアップを取り、データを削除した状態でご返送ください。故障機及び初期不良機に残っていたデータに関し、両社は責任を負いません。
- (18) 違約金のお支払後に両社に故障機及び初期不良があった交換機の返却をされた場合でも、両社は、違約金の返金並びに故障機及び初期不良があった交換機の返却について一切応じません。本会員は、これらに同意するものとし、
- (19) 故障機のご返送が確認できるまでは、機種変更、MNP等、当社の他のサービスがご利用いただけません。
- (20) 当社は、故障機、又は初期不良機の返送を確認できない場合、若しくは本規約に定める本会員の金銭債務が履行されていない又はそのおそれが高い場合は、交換機又は代替交換機に対して製品ロック等により当社の通信サービスの利用制限を行う場合があります。
- (21) USIMカード、SDメモ리카ード、mini B-CASカード等付属品はお預かりできません。
- (22) 故障機にUSIMカード、SDメモ리카ード、mini B-CASカード等付属品が添付されていた場合は、それらの付属品に対する所有権を放棄したものとみなし、原則廃棄させていただきます。
- (23) 故障機の割賦代金が残っている場合は、引き続きお支払いいただきます。
- (24) 交換機の無償修理期間は、故障機の無償保証期間の残期間を引き継ぎます。
- (25) 交換機の利用期間は、故障機の利用期間を引き継ぎます。
- (26) 本特典は、メンテナンスのため受付業務を一時中止する場合があります。
- (27) 本特典を申込み後の各種連絡は、電子メールを通じて行います。電子メールアドレスをお持ちでない本会員は、本特典の利用をご遠慮ください。
- (28) SIM再発行が必要になる場合、別途当社が定めるSIM発行手数料がかかります。
- (29) 法人回線でご契約の本会員は、ご契約内容により受付できない場合があります。

(30) レンタルサービスをご契約の本会員は、受付できません。

(31) 紛失・盗難の場合は本特典をご利用いただけません。

【更新履歴】

本規約作成日 2020年3月25日

改定日

2021年3月31日

2021年7月14日

2021年7月21日

2021年11月17日

2021年12月15日

2022年5月24日

2022年11月29日

2022年12月14日

2023年6月1日

2024年3月11日

2025年1月24日